

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第八条第一項の規定に基づき、令和四年九月三十日付けをもって、秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を次のとおり指定したので、同条第六項の規定に基づき、公告する。

令和四年九月三十日

経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

一 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の名称

秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

二 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

次に掲げる（１）～（７）の地点を順次に結んだ線、（８）～（１１）の地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域

(1) 北緯三九度五四分三秒東経一三九度五五分二〇秒の地点

(2) 北緯三九度五二分二秒東経一三九度五四分一九秒の地点

(11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3)

北緯三九度五一分一三秒東經一三九度五六分一四秒の地点
北緯三九度四八分四七秒東經一三九度五八分一五秒の地点
北緯三九度四八分一秒東經一三九度五九分五二秒の地点
北緯三九度四七分三五秒東經一四〇度〇分五七秒の地点
北緯三九度四七分四六秒東經一四〇度二分一八秒の地点
北緯三九度五三分三五秒東經一三九度五六分四〇秒の地点
北緯三九度五三分一九秒東經一三九度五六分二四秒の地点
北緯三九度五三分一〇秒東經一三九度五六分四六秒の地点
北緯三九度五三分二五秒東經一三九度五七分三秒の地点

平面図

